

感染症対応\_様式7\_業務分類(優先業務)

**1 優先業務の考え方**

- ・ 認知症や（日中）ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者など生命維持のためには、訪問介護サービスを欠かすことのできない利用者に対して必要量を維持して継続する
- ・ ショートスティやディサービスの抑制、休止により、在宅での生活が困難になる利用者への訪問介護での援助を行う。

優先業務	業務内容
1. 利用者の状態変化の把握、訪問介護計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供責任者が行うサービス利用の申し込みに係る調整、利用者の状態の変化の把握、サービス担当者会議への出席等による居宅介護支援事業者等との連携の確保</li> </ul>
2. 訪問介護サービスが欠かせない利用者へのサービス継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス利用者のうち、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等は、訪問介護サービスがなければ生活を維持することが困難な利用者もいる。そのため要介護度にかかわらず、訪問介護サービスを欠かすことのできない利用者（約30%）を対象を絞ってサービスを提供する。</li> </ul>
3. 通所介護（ディサービス）の抑制等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護（ディサービス）の休止等になりサービスを受けることができなくなった利用者を優先し、通所介護サービスの再開が図れるまでの間、訪問介護サービスを提供することで在宅での日常生活の維持の支援にあたる</li> </ul>